諮　問　事　項

（議案第１号）

県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定について（再指定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２９条第４項の規定により、県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区を指定すること。

名　　称：県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区

所 在 地：津幡町

指定面積：９９ha

指定期間：令和５年１１月１日～令和１５年１０月３１日（１０年間）

指定理由：石川県森林公園内にある当該区域は、重要な渡り鳥の渡来地になっていることから、特別保護地区に指定し、渡り鳥の保全を図るものである。

（議案第２号）

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について（クロガモ）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第１２条第２項の規定により、対象狩猟鳥獣（クロガモ）の捕獲等を禁止すること。

禁止期間：令和５年１１月１５日～令和１０年１１月１４日（５年間）

禁止区域：県下一円